

# 高槻ワーキングニュース

## 始まっています。「治療と職業生活の両立支援」(厚生労働省)

近年、治療技術のめざましい進歩や、働く人を取り巻く環境の変化により、病気になっても仕事を辞めず働き続けることができるようになってきました。今後、労働力の高齢化が見込まれる中、病気を抱えた従業員が、治療を受けながら働く場面に直面することが増えると考えられます。

働く人が安心して治療を受けながら仕事を続けるために、あなたの職場でも、両立支援に取り組んでみませんか？

### ■なぜ、今「治療と職業生活の両立支援」が必要とされるのですか？

#### ポイント1 治療技術の進歩により「不治の病」は「長く付き合う病気」に

- ・現在、日本人の2人に1人が、生涯のうちに一度はがんになると言われています。がんと診断されてから5年後に生存している割合(生存率)が上昇していることから、がんは「長く付き合う病気」になってきたと言えます。

#### ポイント2 今は仕事をしながら治療を続けることが可能な時代

- ・仕事をもちながらがんで通院している人の数は、現在推計32.5万人。がんは必ずしもすぐに離職しなければならない病気ではなくなりつつあります。今後、高齢になっても働く人の割合が増えることに伴い、病気を抱えながら働く労働者の増加も見込まれています。

#### ポイント3 患者にとって、仕事は生きがいでもあります

- ・がんなどの病気を抱えながらも仕事を続けたい人は、92.5%もいます。その理由は、生計維持や治療代のためはもちろん、働くことが自身の生きがいであるためなど様々。病気を抱える労働者のためにも、治療を続けながら働ける環境を作ることが必要とされています。

### ■事業場における治療と仕事の両立支援の相談先は？

都道府県ごとの産業保健総合支援センターでは、両立支援促進員が治療と職業生活の両立支援を無料でお手伝いします。

- ① 事業者や人事労務担当者などからの両立支援に関する相談に応じます。
- ② 事業場を訪問し、状況にあった具体的な助言等を行います。また、治療と職業生活の両立への理解を促す教育を実施します。
- ③ 労働者が治療を受けながら仕事を続けるための、事業場と患者(労働者)間の調整支援をします。また、両立支援プラン作成の助言を行います。
- ④ 産業保健総合支援センターでは、両立支援を普及促進するため、事業者等に対する啓発セミナーを実施しています。

●問合せ・相談 大阪産業保健総合支援センター(エルおおさか南館9階)  
TEL:06-6944-1191 HP: <https://osakas.johas.go.jp/>

事業主の皆さまへ

## 「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン中です (厚生労働省)

厚生労働省では、昨年に引き続き全国の大学生等を対象に、特に多くの新入学生がアルバイトを始める4月から7月までの間、労働条件の確認を促すことなどを目的としたキャンペーンを実施中です。ご承知のとおり、労働基準法をはじめとする労働基準関係法令は、労働時間、賃金その他の労働条件の最低基準を定めており、事業主はこれを遵守し学生アルバイトについても適正な労働条件を確保する必要があります。

皆さまにおかれましては、以下5つの重点事項について今一度ご確認いただき、アルバイトの適正な労働条件確保に向け、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

### Point 1

- ・アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です！

### Point 2

- ・学業とアルバイトが両立できるような勤務時間のシフトを適切に設定しましょう！

### Point 3

- ・アルバイトも労働時間を適正に把握する必要があります！

### Point 4

- ・アルバイトに、商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。

### Point 5

- ・アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

平日夜間・土日の相談は  
**労働条件相談ほっとラインへ**

はい！ ろうどう 月～金：午後5時～午後10時  
**0120-811-610** 土・日：午前9時～午後9時  
※事業主の方からのご相談も受け付けております

確かめよう！  
労働条件。



●問合せ 大阪労働局雇用環境・均等部指導課 TEL：06-6949-6494

# 事業者のみなさまへ 女性活躍推進を進める事業者の「登録」「認証」「表彰」制度のご案内（大阪府）

大阪府は、いきいきと働くことのできる職場づくりを応援しています。「登録」「認証」「表彰」のステップで、みなさまの職場で女性活躍の取組を進めてみませんか？

## 1. 登録

### 男女いきいき・元気宣言事業者登録制度

「女性の能力活用」や「仕事と家庭の両立支援」など、働く場における男女共同参画に向けた取組を進め、男性も女性もいきいき働くことのできる元気な企業・団体をめざしてがんばっている事業者のみなさんを「男女いきいき・元気宣言」事業者として登録し、その取組を応援しています。

## 2. 認証

### 男女いきいきプラス事業者認証制度 **NEW**

1の登録からのステップアップとして女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定など、男女が働きやすい職場環境の整備と、さらなる女性活躍に向け取り組む事業者を「男女いきいきプラス」事業者に認証します。

## 3. 表彰

### 男女いきいき表彰制度 **NEW**

2の事業者の中から、独創的、先進的な取組等を行なっている事業者を選考し、男女いきいき事業者として表彰します。表彰事業者の取組はセミナーやリーフレットで紹介します。知名度向上、社員のモチベーションアップに！

●問合せ 大阪府 府民文化部 男女参画・府民協働課男女共同参画グループ  
TEL：06-6210-9321 FAX：06-6210-9322

## 高槻市勤労者互助会 会員募集のご案内

高槻市勤労者互助会に加入しませんか。1人月額600円の会費で、慶弔金や見舞金等の給付、宿泊利用補助・レジャー施設等の割引補助・人間ドックの利用補助など、従業員の福利厚生が充実が図れます。

加入資格は、市内事業所、商店等の従業員・パートタイム従業員・事業主（商店主）。市外勤務の方は個人加入も可能です。お申込みは、下記連絡先まで。また、事前に連絡いただきますと担当者がご説明にお伺いします。



●問合せ 高槻市勤労者互助会事務局（産業振興課内） TEL：072-674-7469

## 「高槻地区人権推進員企業連絡会総会・記念講演会」を開催

平成30年度「高槻地区人権推進員企業連絡会総会」を5月31日（木）に高槻市立文化会館の市民会館で開催しました。同連絡会は、高槻市内に事業所を置く企業124社（平成30年4月1日現在）で組織され、「就職の機会均等」と「人権尊重社会の実現」を目指し、企業の立場から、さまざまな人権問題の解決に向けて取り組んでいる任意団体です。

総会後の講演会では、NPO法人メンタルレスキュー協会理事長の下園壮太氏に、『大人の心の鍛え方』と題し、陸上自衛隊の心理幹部として現場で試行錯誤した経験を基に、心の疲れをどのようにケアしていけばよいかお話しいただきました。



## 6月は就職差別撤廃月間 街頭啓発キャンペーンを実施



6月6日（水）午後5時から、JR高槻駅前周辺にて、市とハローワーク茨木、高槻地区人権推進員企業連絡会の共催で、6月の「就職差別撤廃月間」に合わせ「しない させない 就職差別」をテーマとした啓発活動の一環として、啓発ティッシュと絆創膏を配布しました。

すべての職場、すべての企業から就職差別を解消するため、公正な採用選考について皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

## STOP!熱中症 クールワークキャンペーン実施中です

厚生労働省と労働災害防止団体等が連携し、職場における熱中症を予防するために、「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」を展開中です。特に熱中症が急増する7月は同キャンペーンの重点取組期間であり、政府全体の取組である「熱中症予防強化月間」に設定されています。

皆さまの事業所でも、熱中症予防対策の徹底を図り、重篤な熱中症災害の防止に重点的に取組みましょう！



～次回の高槻ワーキングニュースは平成30年8月24日発行予定です～